

## 一般競争入札参加案内

令和8年6月15日

井原市有建物を次の要領で、一般競争入札により売払います。買受けをご希望の方は、ご参加ください。

## 1 売払物件

番号	所在地	井原市美星町東水砂819番地3					
	物件	土地			建物		
		地番	地目	面積	構造	床面積	建築年
1		—	—	—	木造瓦葺平屋建	50.45㎡ (未登記)	S59.3

※最低売払価格 265,720円

## 2 入札参加資格等

- 入札に参加できる方は、日本国内に住所、事務所又は事業所を有する個人及び法人とします。
- 次の事項に該当する方は、入札に参加できません。
  - 市町村税を滞納している者
  - 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
  - 次に掲げる事項のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していない者
    - 本市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
    - 本市の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
    - 本市の行う競争入札の落札者が契約を締結すること又は本市との契約者が契約を履行することを妨げた者
    - 地方自治法第234条の2第1項（監督又は検査）の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
    - 正当な理由がなく、本市との契約を履行しなかった者
    - アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
  - 井原市暴力団排除条例（平成23年制定）第2条第1号及び第3号に規定する暴力団または暴力団員等
  - 本市の公有財産に関する事務に従事する職員

⑥ その他市長が不相当と認める者

※ 受付期間内に、一般競争入札参加申込みの手続きを済まされた方以外は、入札に参加できません。

また、建物の存在する土地については東水砂財産区の所有であるため、所有者である同財産区の許可を経て、受け付け期間内に許可証を財政課まで届けてください。

落札者は、落札後に東水砂財産区と賃貸借契約を締結しなければ、機庫を利用できません。

### 3 用途制限

入札する物件については、売買契約書において次の用途制限を附すとともに、これらの用途に使用するおそれのある第三者へ転売し、又は貸し付けることも禁止しますので、この点を理解された上で、入札に参加してください。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに規定する暴力団等の事務所その他これに類する施設の用に供することはできません。
- (2) 契約締結の日から5年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することはできません。

### 4 契約条項を示す場所

契約書の見本は、井原市役所総務部財政課でご覧いただけます。

### 5 申込みの受付

入札参加申込みの受付期間および受付場所は、次のとおりです。

- ①受付期間 令和8年6月15日（月）～令和8年7月15日（水）  
※ 閉庁日（土曜、日曜、祝日）を除く。
- ②受付時間 9時00分～17時00分（必着）
- ③受付場所 井原市井原町311番地1  
井原市役所総務部財政課

### 6 入札参加申込みの方法等

#### (1) 申込方法

「一般競争入札参加申込書」に必要事項を記載・押印（印鑑登録済みの印を使用してください。）のうえ、(2)の「申込みに必要な書類」を添えて、受付期間内に井原市役所総務部財政課へ提出してください（郵送可）。

#### (2) 申込みに必要な書類等

##### ① 個人の場合

- ア 印鑑（印鑑証明書により証明された印鑑）
- イ 印鑑証明書…………… 1通
- ウ 身分証明書（破産者等でないことを証明するものであり、本籍地

- の市町村で発行してもらえます。) …… 1 通
- エ 市町村税の完納証明書（滞納がないことを証明するもの）… 1 通
- ② 法人の場合
  - ア 印鑑（印鑑証明書により証明された印鑑）
  - イ 印鑑証明書…………… 1 通
  - ウ 登記事項証明書…………… 1 通
  - エ 市町村税の完納証明書（滞納がないことを証明するもの）… 1 通

※いずれの書類も発行後3か月以内のものに限ります。

連名（共有）による申込みの場合には全員について①又は②に掲げる書類が必要です。

(3) 申込みにあたっての注意事項

所有権の移転登記の際に共有の希望がある場合は、共有予定者全員が連名で申し込んでください。

## 7 現場説明

現場説明を希望される方は、申込受付期間中に財政課契約管理係（0866-62-9507）までご連絡ください。どなたからもご連絡がない場合は現場説明を実施しませんので、あらかじめご承知おきください。

## 8 入札及び開札の日時

入札及び開札の日時、場所は次のとおりです。

番号	入札日	受付開始時刻	入札開始時刻	入札会場
1	令和8年7月23日	15時45分	16時00分	市役所4階 大会議室

## 9 入札参加に必要なもの

(1) 入札参加者が個人の方で、入札に御本人が出席される場合

- ①印鑑（印鑑証明書により証明された印鑑）
- ②入札保証金（入札しようとする金額の5%以上に相当する金額の現金）

(2) 入札参加者が個人の方で、入札に代理人が出席される場合

- ①本人の委任状（本人の印鑑証明書により証明された印鑑が押印されているもの）
- ②委任状に押印されている代理人の印鑑
- ③入札保証金（入札しようとする金額の5%以上に相当する金額の現金）

(3) 入札参加者が法人で、入札に代表権のある方が出席される場合

- ①印鑑（印鑑証明書により証明された印鑑）
- ②入札保証金（入札しようとする金額の5%以上に相当する金額の現金）

(4) 入札参加者が法人で、入札に代理人が出席される場合

- ①委任状（入札参加法人の印鑑証明書により証明された印鑑が押印されているもの）
- ②委任状に押印されている代理人の印鑑
- ③入札保証金（入札しようとする金額の5%以上に相当する金額の現金）

## 10 契約の締結

落札された方は、売買代金確定後直ちに契約を締結していただきます。落札者が契約を締結しない場合は、その落札は無効となり、納付いただいている入札保証金は市のものとなります。契約締結の際、契約保証金（契約金額の10%以上に相当する金額の現金）を納付していただきますが、入札時に納付いただいた入札保証金は契約保証金の一部に充当します。

## 11 売買代金の納入

売買代金（契約保証金を差し引いた金額）は、原則として契約締結時から20日以内に納入していただきます。納入期限までに、売買代金が完納されない時は契約を解除します。この場合、契約保証金は市に帰属されます。

なお、売買代金は、市の指定金融機関又は収納代理金融機関に納付していただきます。

## 12 所有権の移転

所有権は、市が売買代金を受領したときに、市から買受人へ移転します。

## 13 入札保証金、契約保証金及び売買代金以外に必要な費用

- (1) 契約書に貼付する印紙代
- (2) その他本契約の締結及び履行に必要な一切の費用

## 14 問い合わせ先

井原市総務部財政課契約管理係

TEL 0866-62-9507